

横手市地域循環型社会形成推進地域計画 (第二次計画)

横 手 市

平成 25 年 1 月 9 日

平成 25 年 12 月 5 日修正

平成 27 年 1 月 5 日修正

平成 28 年 3 月 24 日修正

平成 28 年 11 月 30 日修正

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 -----	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標 -----	4
3	施策の内容 -----	7
4	計画のフォローアップと事後評価 -----	13
	別添 1～4 -----	14
	様式 1～3 -----	20
	参考資料様式 1、2、5 -----	24

(2) 計画期間

本計画は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とし、目標年度は計画期間翌年の平成 30 年度に設定します

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直します。

(3) 基本的な方向

横手市（以下、「本市」という。）のごみ処理体制は、東部環境保全センター（横手市睦成）、南部環境保全センター（横手市十文字町）及び西部環境保全センター（横手市大森町）の 3 焼却施設、南部と西部の粗大ごみ処理施設、東部のリサイクル工場及びペットボトル等処理センターにおいて市内の一般廃棄物中間処理を実施しています。また、本市の大雄地区に設置した横手市大雄堆肥センターで大雄地区の家庭系生ごみ、市内事業所の事業系生ごみの堆肥化を平成 18 年 4 月より実施しています。

今後、本市では循環型社会の構築に向け、廃棄物の 3R（リデュース：発生抑制、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）を進めるための啓発活動や経済的手法の導入を行い、廃棄物から可能な限り資源回収するため市民、事業者、行政のそれぞれが役割を担えるよう体制の整備を進めます。

現在、3 ヶ所のごみ処理施設（環境保全センター）は、いずれも老朽化が進行していることから、平成 19 年度から 24 年度までを計画期間とした「横手市地域循環型社会形成推進地域計画」（以下「前計画」という。）において中間処理施設の統合整備を目的に生活環境影響調査等の計画支援事業を実施してきたところであります。

本計画では前計画に引き続き廃棄物処理施設の整備を行い、循環型社会にふさわしい最新の技術を取り入れた廃棄物処理・リサイクルシステムの構築を図っていく方針です。なお、焼却施設の整備に当たっては、国のガイドラインや秋田県のごみ処理広域化計画の方針とも整合を図り進めるものとします。

また、下水道未整備地区の中小河川、水路の生活排水による水質汚濁の防止を図るため、合併処理浄化槽の整備を進めます。

(4) 広域化の取り組み状況

秋田県ごみ処理広域化計画（平成 11 年 3 月策定、以下「広域化計画」という。）によると、合併前の「横手市・平鹿郡ブロック」は現在の本市と同一であり、本市においてごみ処理施設の統合を実施することで広域化計画が完了することになります。

本市の焼却施設の稼働年数は、平成 24 年 3 月現在において、東部環境保全センターが 28 年、南部環境保全センターが 20 年、西部環境保全センターが 21 年となっており、全ての施設で老朽化が進んでいることから、点検・補修の頻度が増し、市のごみ処理行政が停滞する恐れが生じております。

このため、本計画において 3 施設を統合した新施設の整備事業を計画し、平成 28 年に広域化計画を完了させるものです。



図 1-2 広域化ブロック区割図

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 23 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 2-1 のとおりです。

総排出量は、32,970 t であり、再生利用される「総資源化量」は 6,007 t、リサイクル率は 18.2% となっています。

リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後の再生利用量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量)

中間処理による減量化量は 23,478 t であり、計画処理量の約 71% が減量化されていることとなります。また、計画処理量の約 10.6% にあたる 3,485 t が埋立処分されています。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 25,440 t であります。

また、ごみ埋立処分施設では、本市ごみ焼却施設から排出される焼却残灰、粗大ごみや不燃ごみの処理残渣及び汚泥などの埋立処分を行っており、平成 23 年度の最終処分量は 3,485 t となっています。

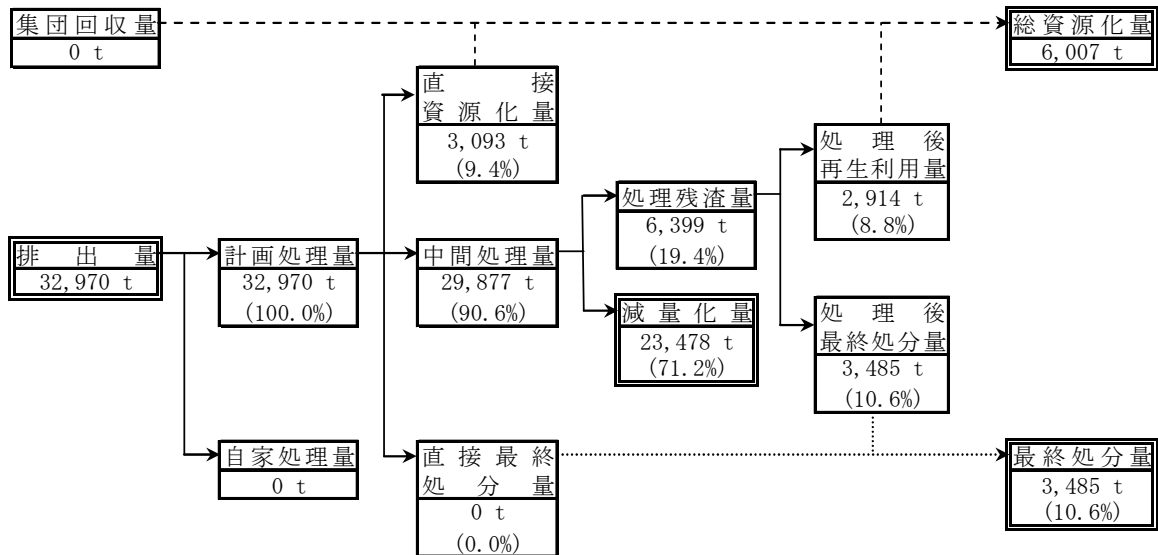


図 2-1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成 23 年度)

(2) 生活排水処理の現状

平成 23 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりです。

生活排水処理対象人口は、全体で 99,267 人、水洗化人口は 69,799 人、汚水衛生処理率 70.3% となっています。

し尿発生量は 31,590K1/年、浄化槽汚泥発生量は 22,603K1/年、処理・処分量 (= 収集・運搬量) は 54,193K1/年となっています。

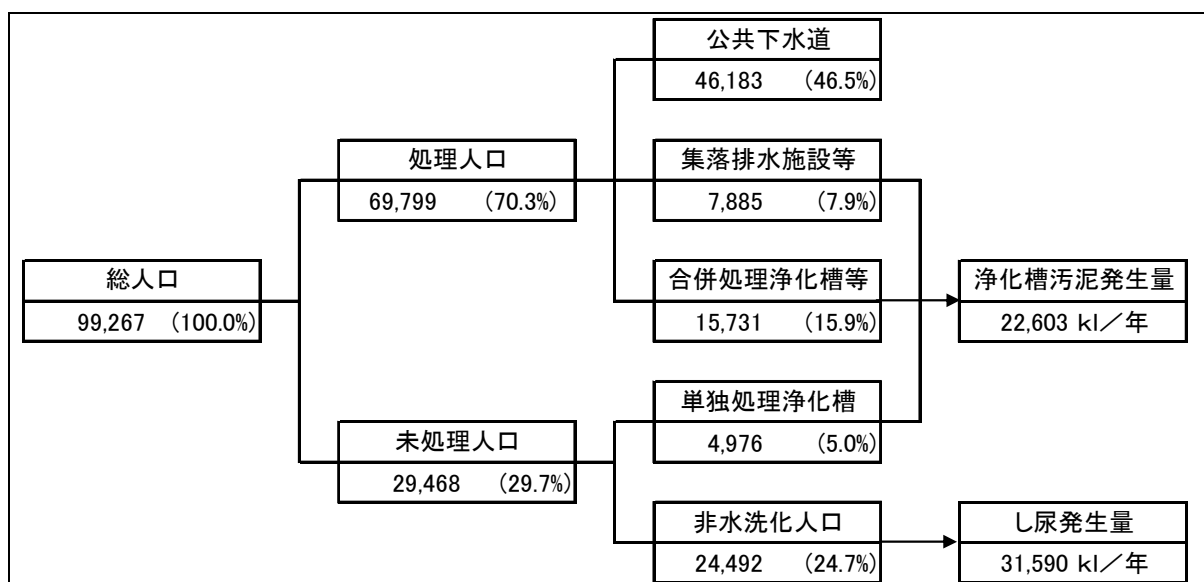


図 2-2 生活排水の処理状況フロー（平成 23 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して、減量化、再生利用に関する目標量を表 2-1 に示すとおり定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとします。

目標値については、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年環境省告示第 34 号）」に係る各種目標値を長期的視点に基づき達成させるべく、目標年度以降も各種施策を推進していきます。

参考として、別添 2 に現状と目標のトレンドグラフを添付します。

表 2-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

		現 状(割合) ^{※1} (平成23年度)	目 標(割合) ^{※1} (平成30年度)
排 出 量	事業系 総排出量	10,927 トン	10,878 トン (H23比 -0.4%)
	1 事業所当たりの排出量 ^{※2}	5.2 トン/事業所	5.1 トン/事業所 (H23比 -1.9%)
	家庭系 総排出量	22,043 トン	20,523 トン (H23比 -6.9%)
	1 人当たりの排出量 ^{※3}	177 kg/人	175 kg/人 (H23比 -1.1%)
	し尿し渣・脱水汚泥量 ^{※4}	219 トン	224 トン (H23比 2.3%)
	合 計 事業系家庭系排出量	33,189 トン	31,625 トン (H23比 -4.7%)
再生利用量	直接資源化量	3,093 トン (9.3%)	2,968 トン (9.4%)
	総資源化量	6,007 トン (18.1%)	7,351 トン (23.2%)
熱 回 収 量	熱回収量（年間の発電電力量）		7,000 MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	23,478 トン (70.7%)	23,552 トン (74.5%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	3,485 トン (10.5%)	1,242 トン (3.9%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合。

※2 (1 事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

事業所数：1,932事業所 (H19年と同値) (出典：「工業統計調査」、「商業統計調査」(経済産業省))

※3 (1 人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

人口：99,267人 (H23)、92,595人 (H30)

※4 下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備を進めるため、増加を見込む。

《指標の定義》

排 出 量：事業系、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位：トン]

再生利用量：直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和(集団回収されたごみを除く)[単位：トン]

熱 回 収 量：熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]

減 量 化 量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]

最 終 処 分 量：埋立処分された量[単位：トン]

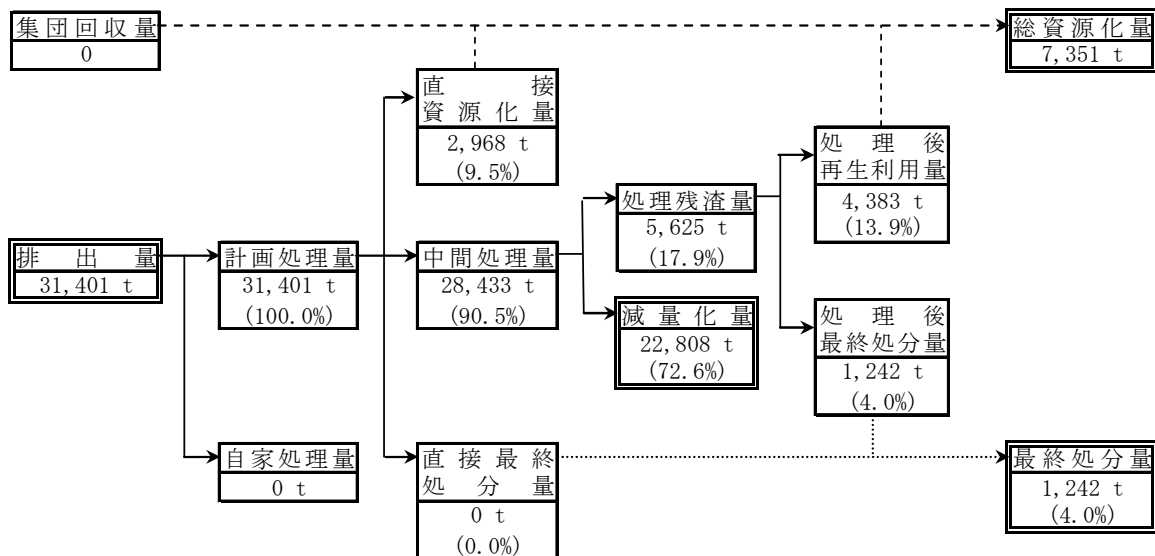


図 2-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表 2-2 に掲げる目標のとおり合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとします。

表 2-2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成23年度実績	平成29年度末目標
処理形態別人口	公共下水道	46,183 人 (46.5%)	46,446 人 (49.6%)
	農業集落排水施設等	7,885 人 (7.9%)	8,692 人 (9.3%)
	合併処理浄化槽等	15,731 人 (15.9%)	19,610 人 (20.9%)
	未処理人口	29,468 人 (29.7%)	18,959 人 (20.2%)
合計		99,267 人 (100.0%)	93,707 人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	31,590 キロリットル	20,366 キロリットル
	浄化槽汚泥量	22,603 キロリットル	26,730 キロリットル
	合計	54,193 キロリットル	47,096 キロリットル

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 環境教育・普及啓発の充実

- ①市民・事業者に対してごみの減量化・再生利用、ごみの適切な分別や排出方法に関する啓発や情報提供を市ホームページ、市報等で行います。
- ②ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校における環境学習や、地域社会で開催される社会教育活動の場における出前講座等を通じた環境教育に積極的に取り組みます。
- ③事業系ごみの減量・適正処理を図るため、事業者に対し資源ごみの分別徹底を促すとともに、ごみ減量化計画の策定・実施を求める等、計画的な事業系ごみの排出抑制対策について検討します。
また、ごみ減量化・資源化を計画し、目標を達成した事業者に対して顕彰する制度の導入を検討します。
- ④ごみ減量・リサイクル等の環境活動に積極的に取り組んでいる事業所や町内会をエコライフ協力事業所・町内会として認定する制度を継続し、事業者や地域団体による取り組みを促進します。

イ 地域リーダーの育成

環境衛生指導員の任務や配置等についてごみ集積所管理を念頭に見直しを図り、さらに地域に根差した、ごみの分別や排出等に関するリーダーを育成・配置できるよう検討します。

ウ 廃棄物減量等推進審議会における施策の評価・推進・検討

廃棄物減量等推進審議会において、ごみの減量、リサイクル等に関する施策の評価・推進・検討を行い、循環型社会の構築を有機的かつ効率的に進めていきます。

エ 買い物袋・かごの持参及び過剰包装の抑制

市民に対し、買い物の際にマイバッグを持参する等、過剰包装を断ることを習慣づけ、ごみとなるものを買わない・受け取らないよう働きかけをします。また、エコライフ協力事業所にも過剰包装の抑制を働きかけます。

オ リユースの推進

ごみの減量と資源の有効利用を目的に、粗大ごみとして排出される家具や自転車等を提供する仕組みを取り入れます。

カ 集団資源回収の支援・助成

集団資源回収を推進することにより、ごみ処理量を削減し、資源化の促進を目指します。また、集団資源回収奨励金制度の導入について検討し、地域団体等が行う

自主的なりサイクル活動を支援します。

キ 家庭内生ごみ処理の推進

本市大雄地区の生ごみについては、「横手市大雄堆肥センター」において、堆肥化処理を行っており、今後も継続していきます。

また、家庭から排出される生ごみについても、自家処理の推進の理解と協力を求めます。現在実施している生ごみ処理機設置費補助制度などを継続し、ごみの排出量削減とリサイクル率の向上を促進します。

ク 生活排水対策

家庭等から排出される生活雑排水による汚濁負荷量の削減のため、廃油ポット・三角コーナーネット・拭取紙等の排出抑制用品の普及、無リン洗剤・せっけんなどの使用について広報を使って普及啓発を図ります。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分および処理方法は表 3-1 に示すとおりです。

現在、市では、施設の設備構成・処理方法に応じたごみの分別収集を実施しており、処理対象地域によって資源系ごみの分別が異なっております。^{参考} 区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物（ビン類・カン類・紙類・布類・プラスチック製容器包装・ペットボトル・乾電池）、粗大ごみの4区分となっています。また、集団回収については、アルミ缶、ビン類、紙類、繊維類を主体とした回収が行われています。

今後、新施設の稼働までに、資源リサイクルに適した分別区分に再統一し、住民サービスの公平化と合わせ資源リサイクルを積極的に推進します。

新施設の稼働により発生する焼却灰は、最終処分量削減のため外部のセメント工場でセメント原料として資源化を行い、市民と市が協働で循環型社会の構築を目指します。

参考 東部環境保全センター処理対象地域：横手地域・山内地域
南部環境保全センター処理対象地域：増田地域・平鹿地域・十字地域
西部環境保全センター処理対象地域：雄物川地域・大森地域・大雄地域

表3-1 横手市地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H23年)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (ト)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却	東部環境保全センター 南部環境保全センター 西部環境保全センター (ごみ処理施設)	焼却灰・残渣焼却： 一般廃棄物最終処分場	16,219
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎 選別	南部環境保全センター 西部環境保全センター (粗大ごみ処理施設)	破碎可燃物： 環境保全センター 破碎不燃物：一般廃棄物 最終処分場 回収資源物：引渡	1,017
金属類	選別→引渡	東部： リサイクルセンター	引渡（売却） 選別残渣：一般廃棄物 最終処分場	601
		南部： 南部環境保全センター		
空き缶	選別→圧縮→引渡	東部： リサイクルセンター	引渡（売却） 選別残渣：一般廃棄物 最終処分場	548
	一時保管→引渡	南部： 南部環境保全センター		
	選別→圧縮→引渡	西部： 西部環境保全センター		
ビン類	選別→引渡	東部： リサイクルセンター	引渡（指定法人） 選別残渣：一般廃棄物 最終処分場	787
		南部・西部： 南部環境保全センター		
ペット ボトル	異物除去→ 圧縮→引渡	ペットボトル等処理 センター	引渡（指定法人）	180
プラ スチック 製 容 器 包 装	異物除去→ 圧縮→引渡	ペットボトル等処理 センター	引渡（指定法人）	147
紙類	直接資源化	資源回収業者		2,409
繊維類	選別→引渡 (一部焼却)	東部： リサイクルセンター	引渡（無償）	29
		南部： 南部環境保全センター		
		西部： 西部環境保全センター		
乾電池	一時保管→引渡	東部： リサイクルセンター	引渡 野村興産(株) イトムカ鉱業所	13
		南部： 南部環境保全センター		
		西部： 西部環境保全センター		
生ごみ (一部地域)	堆肥化	横手市大雄堆肥 センター		94

今 後 (H30年)				
分別区分	処理方法	処理施設等		処理実績 (ト)
		一次処理	二次処理	
可燃ごみ	焼却（熱回収）	クリーンプラザよこて 熱回収施設	焼却灰：資源化（外部） 残渣焼却：一般廃棄物 最終処分場	15,280
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎 選別	クリーンプラザよこて リサイクルセンター	破碎可燃物：熱回収施設 破碎不燃物：一般廃棄物 最終処分場 回収資源物：引渡	710
			引渡（売却）	
ガラス・瀬 戸物類	一時保管→引渡	クリーンプラザよこて リサイクルセンター	引渡（売却）	401
魔家電	一時保管→引渡		引渡（売却）	
金属類	選別→圧縮→引渡		引渡（売却）	401
空き缶	選別→圧縮→引渡	クリーンプラザよこて リサイクルセンター	引渡（売却） 選別残渣：一般廃棄物 最終処分場	491
ビン類	選別→引渡	クリーンプラザよこて リサイクルセンター	引渡（指定法人） 選別残渣：一般廃棄物 最終処分場	733
ペット ボトル	異物除去→ 圧縮→引渡	ペットボトル等処理セ ンター	引渡（指定法人）	200
プラ スチック 製 容 器 包 装	異物除去→ 圧縮→引渡	ペットボトル等処理セ ンター	引渡（指定法人）	213
紙類	異物除去→ 圧縮→引渡	クリーンプラザよこて リサイクルセンター	引渡（売却）	2,357
繊維類	選別→引渡	クリーンプラザよこて リサイクルセンター	引渡（売却）	-
乾電池	一時保管→引渡	クリーンプラザよこて リサイクルセンター	引渡 野村興産(株) イトムカ鉱業所	44
生ごみ (一部地域)	堆肥化	横手市大雄堆肥 センター		94



表 3-2 横手市地域の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後（分別品目の例）

現 状 (H23年)							今 後 (H30年)						
区 分	品 目	東部	南部	西部	ペットボトル 等処理セン ター	大雄堆肥 センター	区 分	品 目	新施設	ペットボトル 等処理セン ター	大雄堆肥 センター		
可 燃 ご み	・木くず、剪定枝	○	○	○			可 燃 ご み	・木くず、剪定枝	○				
	・生ごみ	○	○	○				・生ごみ	○				
	・紙くず、紙おむつ	○	○	○				・紙くず、紙おむつ	○				
	・CD、カセット、ビデオテープ	○	○	○				・CD、カセット、ビデオテープ	○				
不 燃 ご み	・皮革	○	○	○			不 燃 ご み	・皮革	○				
	・ゴム類（靴等）	○	○	○				・ゴム類（靴等）	○				
	・ビニール類	○	○	○				・ビニール類	○				
	・洗面器等プラスチック製品	○	○	○				・洗面器等プラスチック製品	○				
	・おもちゃ	○	○	○				・おもちゃ	○				
	・灰	○	○	○				・灰	○				
	・植木鉢、土鍋	○	○	○			資 源 ご み	・植木鉢、土鍋	○				
	・傘	○	○	○				・傘、スプレー缶	○				
	・小型電化製品	○	○	○				廃家電	・小型電化製品	○			
	・ガラス、瀬戸物	○	○	○					ガラス瀬戸物類	○			
・乾電池	○	○	○			乾電池	○						
・やかん、鍋		○	○			金属類	・やかん、鍋	○					
資 源 ご み	金属類	○					資 源 ご み	缶 類	・アルミ缶、スチール缶、スプレー缶	○			
	缶 類	○	直 接 資 源 化	○					・アルミ缶、スチール缶（食品缶）	○			
	びん類	・無色透明びん	○	直 接 資 源 化					びん類	・無色透明びん	○		
		・茶色びん	○	直 接 資 源 化						・茶色びん	○		
		・その他色びん	○	直 接 資 源 化						・その他色びん	○		
	古紙類	・新聞（収集のみ・直接資源化）	○	○	○				古紙類	・新聞	○		
		・雑誌（収集のみ・直接資源化）	○	○	○					・雑誌	○		
		・ダンボール（収集のみ・直接資源化）	○	○	○					・ダンボール	○		
	古 布	・衣類、タオル	○	○	○				古 布	・衣類、タオル	○		
	ペ ー ッ ト ボ ト ル	・ペットボトル				○			ペ ー ッ ト ボ ト ル	・ペットボトル		○	
容 器 包 装 プ ラ	・容器包装プラスチック類				○		容 器 包 装 プ ラ	・容器包装プラスチック類		○			
生 ご み	・生ごみ（大雄地区のみ）					○	生 ご み	・生ごみ（大雄地区のみ）			○		
粗 大 ご み	・タンス、椅子、下足箱	○	○	○			粗 大 ご み	・タンス、椅子、下足箱	○				
	・布団、じゅうたん、ござ	○	○	○				・布団、じゅうたん、ござ	○				
	・掃除機、扇風機、ステレオ	○	○	○				・掃除機、扇風機、ステレオ	○				
	・自転車、乳母車	○	○	○				・自転車、乳母車	○				
	・ガスコンロ、ストーブ	○	○	○				・ガスコンロ、ストーブ	○				

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系一般廃棄物の処理については、家庭系ごみの分別区分に準じて、処理・処分を行います。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を行っておりませんが、発生の推移を見ながら適宜検討していきます。

エ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備を進めていきます。

オ 今後の処理体制の要点

今後の処理体制に係る要点は、次のとおりです。

- ◇市民・事業者に対してごみの減量化・再生利用、ごみの適切な分別や排出方法に関する啓発や情報提供を市ホームページ、市報等で行うとともに、出前講座や学習会等へ積極的に向き、啓発活動を推進します。
- ◇環境保全に努めている事業所・町内会等を認定する「エコライフ協力事業所認定制度」の充実を図ります。
- ◇事業者に対し、ごみ減量化計画の策定・実施など計画的な事業系ごみの排出抑制を検討します。
- ◇家庭系ごみは、分別区分への再統一を行い、資源リサイクルを積極的に推進します。
- ◇現在稼働している3つの焼却施設と2つの粗大ごみ処理施設及びリサイクル工場を統合させた新施設の平成28年度稼働を目指して整備します。
- ◇新施設から排出される焼却灰は、資源化を行い、最終処分場の負荷を低減させます。
- ◇市役所も一事業所としてごみ減量化のために行動する「横手市役所率先行動計画」の結果を公表するとともに、更にステップアップさせ事業所の啓発に努めていきます。

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の統一後の分別区分および処理体制で処理を行うため、表3-3のとおり、必要な処理施設の整備を行います。

表3-3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設 (リサイクルセンター)	クリーンプラザよこて リサイクルセンター整備事業	30 t /日	横手市柳田地内	H25~H27
2	高効率ごみ発電施設 (熱回収施設)	クリーンプラザよこて 熱回収施設整備事業	95 t /日	横手市柳田地内	H25~H27

(整備理由)

- [1] マテリアルリサイクル推進施設 (リサイクルセンター)
既存施設の老朽化、処理の集約、処理効率の改善。
- [2] 高効率ごみ発電施設 (熱回収施設)
既存施設の老朽化、処理の集約、エネルギーの高効率回収、
エネルギーの有効利用の推進。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併浄化槽の整備については、表3-4のとおり行う。

表3-4 合併処理浄化槽への移行計画

事業番号	事業	直近の整備済 基数(基) (平成23年度)	整備計画 基数 <基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
3	浄化槽設置整備事業	3,310	891	3,664	H25~H29
	〃 (低炭素社会対応型浄化槽集中整備)	159			
	浄化槽市町村整備推進事業	482			
合計		3,951	891	3,664	

(4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していきます。

ア 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、市の分別収集において収集するほか、特定家庭用機器再商品化法に基づく特定品目は、適正な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行います。

イ 不法投棄対策

町内会、自治会など住民団体等と一体となった普及啓発により、分別排出の徹底を進めるとともに、パトロールを強化し、不法投棄の防止を図ります。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害等により多量に廃棄物が発生した場合やごみ処理施設の重大な故障等により処理が不可能となった場合に備えて、本市では周辺地域と災害等緊急時における廃棄物処理相互援助協定を結んでいます。

4 計画のフォローアップと事後評価

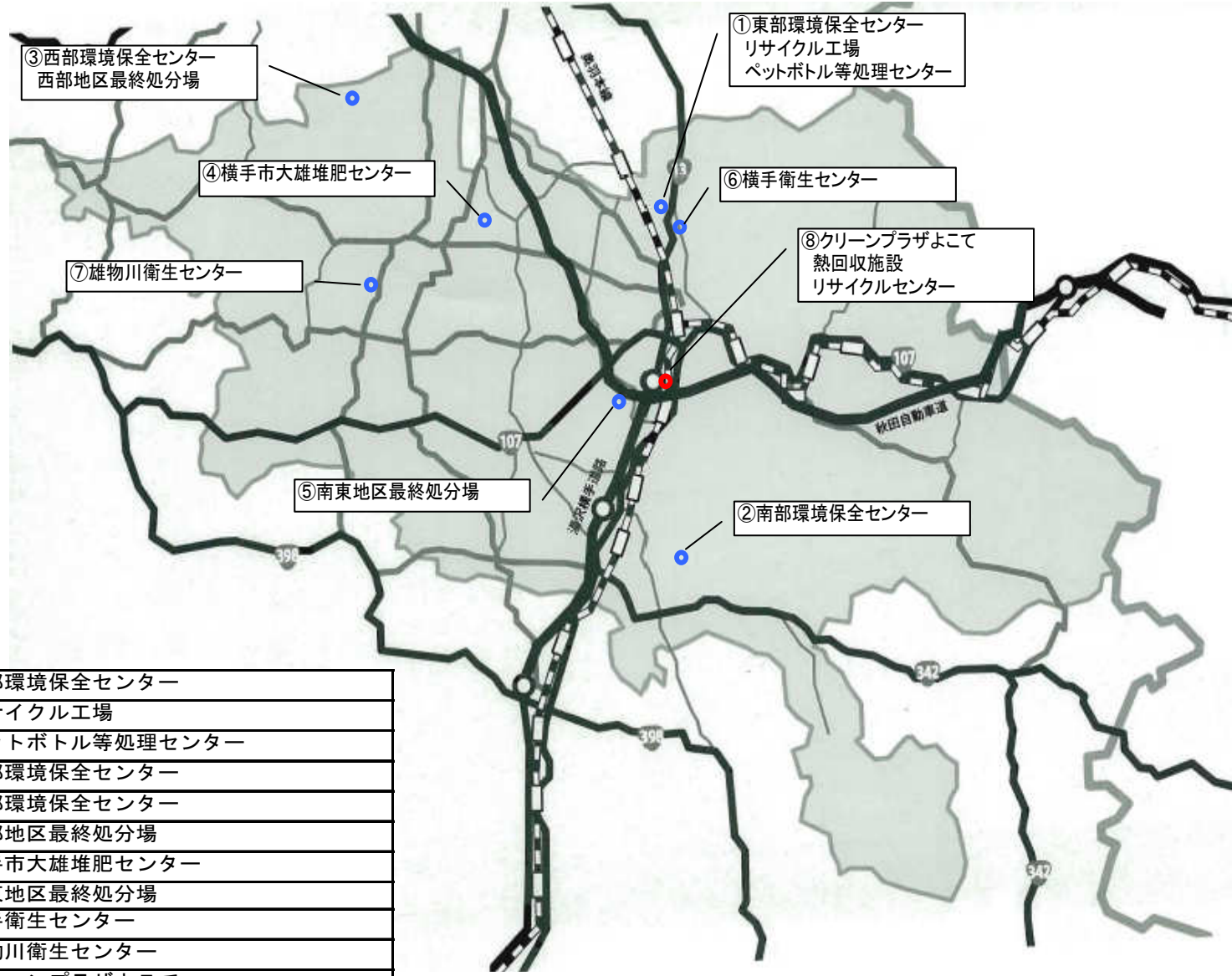
(1) 計画のフォローアップ

本市では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて東北地方環境事務所及び秋田県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行います。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画最終年度終了後、速やかに事後評価を実施し、結果を公表するとともに、次期計画策定に反映させるものとします。

なお、計画の進捗状況や社会的情勢の変化を踏まえ、必要に応じ計画を見直します。



	東部環境保全センター
①	リサイクル工場 ペットボトル等処理センター
②	南部環境保全センター
③	西部環境保全センター 西部地区最終処分場
④	横手市大雄堆肥センター
⑤	南東地区最終処分場
⑥	横手衛生センター
⑦	雄物川衛生センター
⑧	クリーンプラザよこて 熱回収施設、リサイクルセンター

別添図 1 関係施設の位置図

別添表 1-1 中間処理施設の概要

【焼却施設】

名 称	東部環境保全センター ごみ焼却施設
所 在 地	秋田県横手市睦成字七日市41番地
竣 工 年	昭和59年3月（改造工事：平成13年3月）
処 理 能 力	80 t / 日 （40 t / 日 × 2 炉）
処 理 方 式	准連続燃焼式
炉 形 式	ストーカ炉

【焼却施設】

名 称	南部環境保全センター ごみ焼却施設
所 在 地	秋田県横手市十文字町腕越字石倉33番地
竣 工 年	平成4年3月（改造工事：平成10年10月）
処 理 能 力	60 t / 日 （30 t / 日 × 2 炉）
処 理 方 式	准連続燃焼式
炉 形 式	流動床炉

【焼却施設】

名 称	西部環境保全センター ごみ焼却施設
所 在 地	秋田県横手市大森町猿田字坊ヶ沢56番地 1
竣 工 年	平成3年3月（改造工事：平成12年3月）
処 理 能 力	40 t / 日 （20 t / 日 × 2 炉）改造後は20 t / 日 × 1 炉
処 理 方 式	准連続燃焼式
炉 形 式	流動床炉

【焼却施設】

名 称	クリーンプラザよこて 熱回収施設
所 在 地	秋田県横手市柳田字中村地内及び字久右エ門沼新田
竣 工 年	平成28年3月（予定）
処 理 能 力	95 t / 日 （47.5 t / 日 × 2 炉）
処 理 方 式	全連続燃焼式
炉 形 式	ストーカ炉

【粗大ごみ処理施設】

名 称	南部環境保全センター 粗大ごみ処理施設
所 在 地	秋田県横手市十文字町腕越字石倉33番地
竣 工 年	平成4年3月
処 理 能 力	15 t / 5 h
処 理 方 式	破碎＋選別

【粗大ごみ処理施設】

名 称	西部環境保全センター 粗大ごみ処理施設
所 在 地	秋田県横手市大森町猿田字坊ヶ沢56番地 1
竣 工 年	平成3年3月
処 理 能 力	13 t / 5 h
処 理 方 式	破碎＋選別

【リサイクルセンター】

名 称	東部環境保全センター リサイクル工場
所 在 地	秋田県横手市睦成字七日市41番地
竣 工 年	平成3年3月
処 理 能 力	20 t / 5 h
処 理 方 式	機械選別+手選別

【リサイクルセンター】

名 称	クリーンプラザよこて リサイクルセンター
所 在 地	秋田県横手市柳田字中村地内及び字久右エ門沼新田
竣 工 年	平成28年3月（予定）
処 理 能 力	30 t / 5 h
処 理 方 式	機械選別+手選別

【容器包装リサイクル施設】

名 称	ペットボトル等処理センター
所 在 地	秋田県横手市睦成字七日市33番地
竣 工 年	平成12年7月
処 理 能 力	ペットボトル : 1.75 t / 5h 他プラスチック : 1.05 t / 5h
処 理 方 式	手選別+圧縮梱包

【堆肥化施設】

名 称	横手市大雄堆肥センター
所 在 地	秋田県横手市大雄字森岡南42番地9
竣 工 年	平成17年3月
処 理 能 力	約10,000 t / 年、堆肥生産量：約4,000 t / 年
処 理 方 式	解砕混合+攪拌（1次発酵）+2次発酵

別添表 1-2 最終処分施設の概要

【最終処分場】

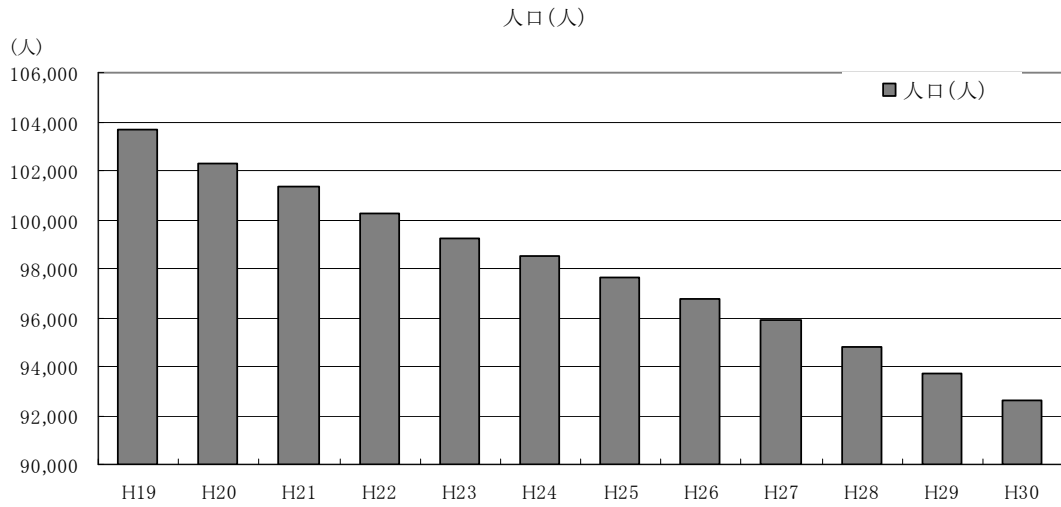
名 称	南東地区最終処分場
所 在 地	秋田県横手市平鹿町醍醐字飛池5番地
竣 工 年	平成10年3月
計 画 容 量	76,123m ³
埋 立 対 象 物	不燃物の選別残渣、焼却残渣、破砕選別残渣
埋 立 方 式	セル方式
埋 立 構 造	準好気性埋立

【最終処分場】

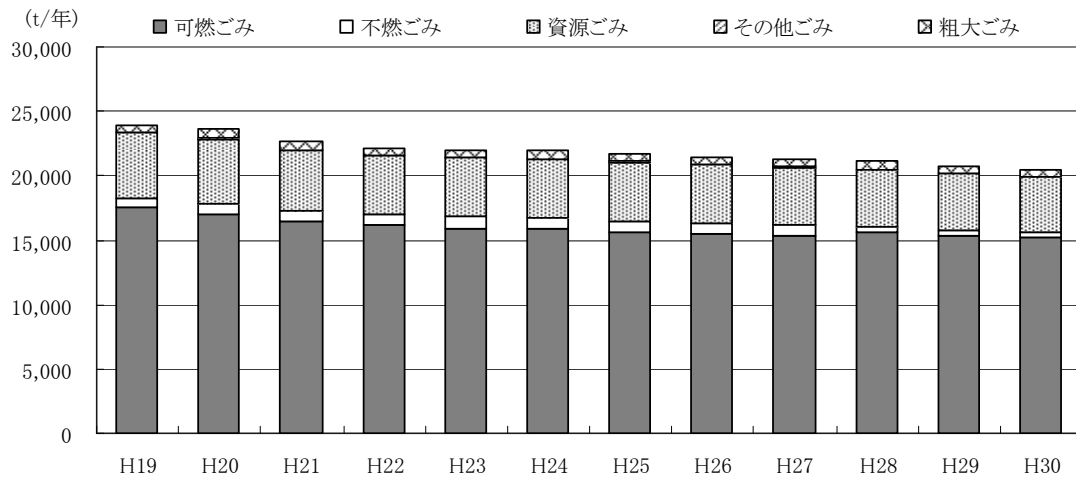
名 称	西部地区最終処分場
所 在 地	秋田県横手市大森町猿田字坊ヶ沢56番地2
竣 工 年	平成4年10月
計 画 容 量	28,200m ³
埋 立 対 象 物	不燃物、焼却残渣
埋 立 方 式	セル方式+サンドイッチ工法併用
埋 立 構 造	準好気性埋立

別添 2

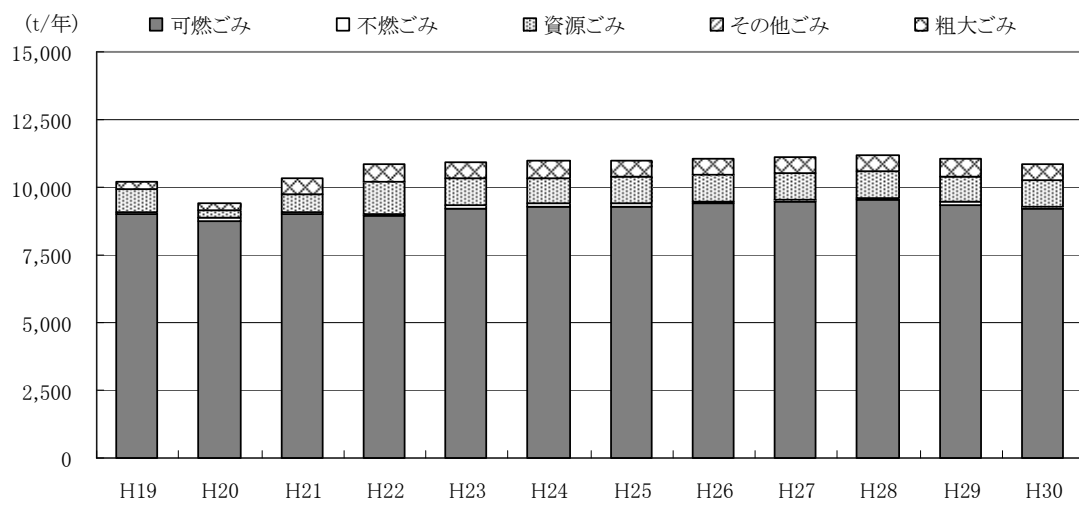
： 現状と目標のトレンドグラフ（ごみ）



人口推移



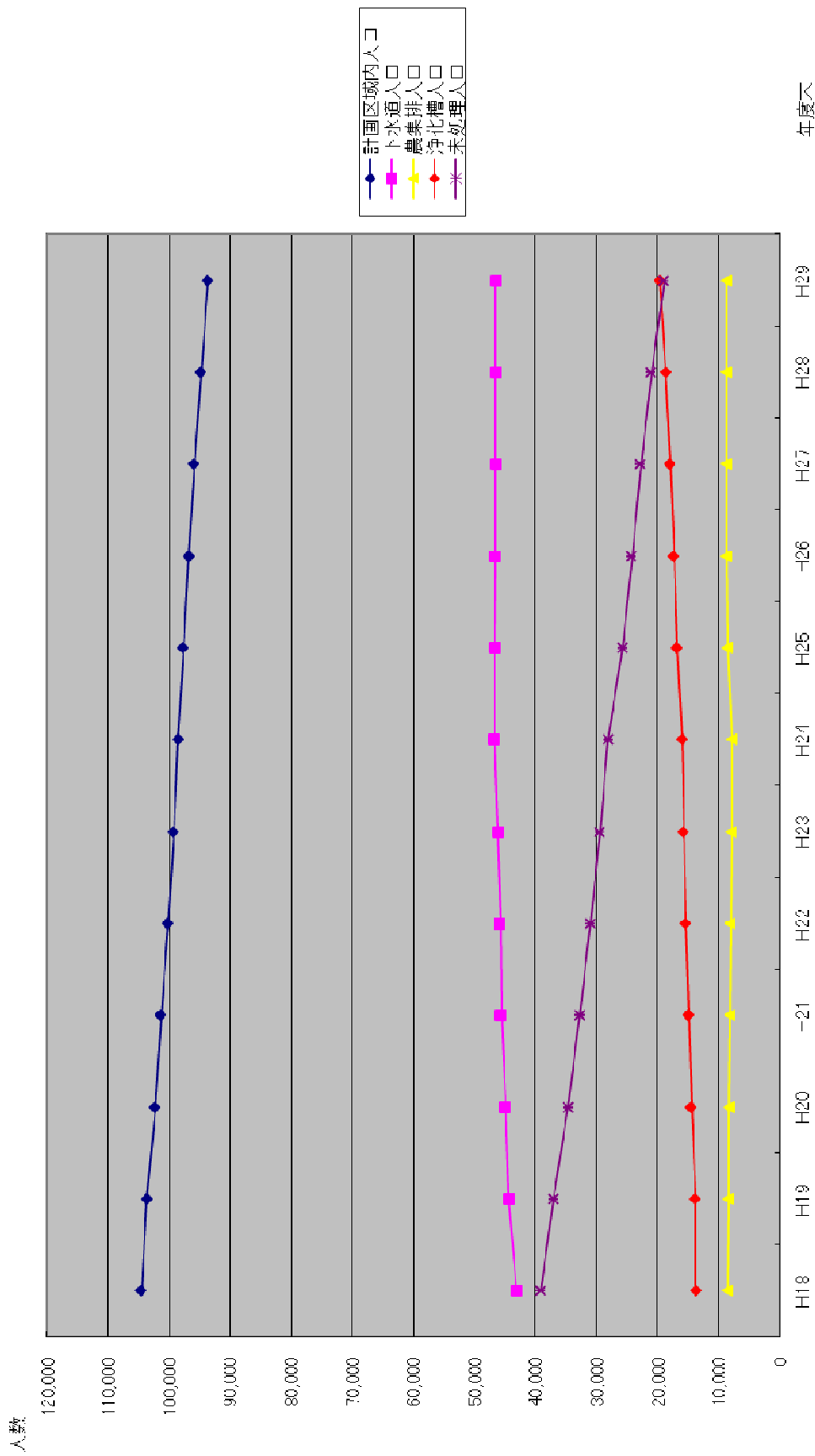
家庭系ごみ量



事業ごみ排出量

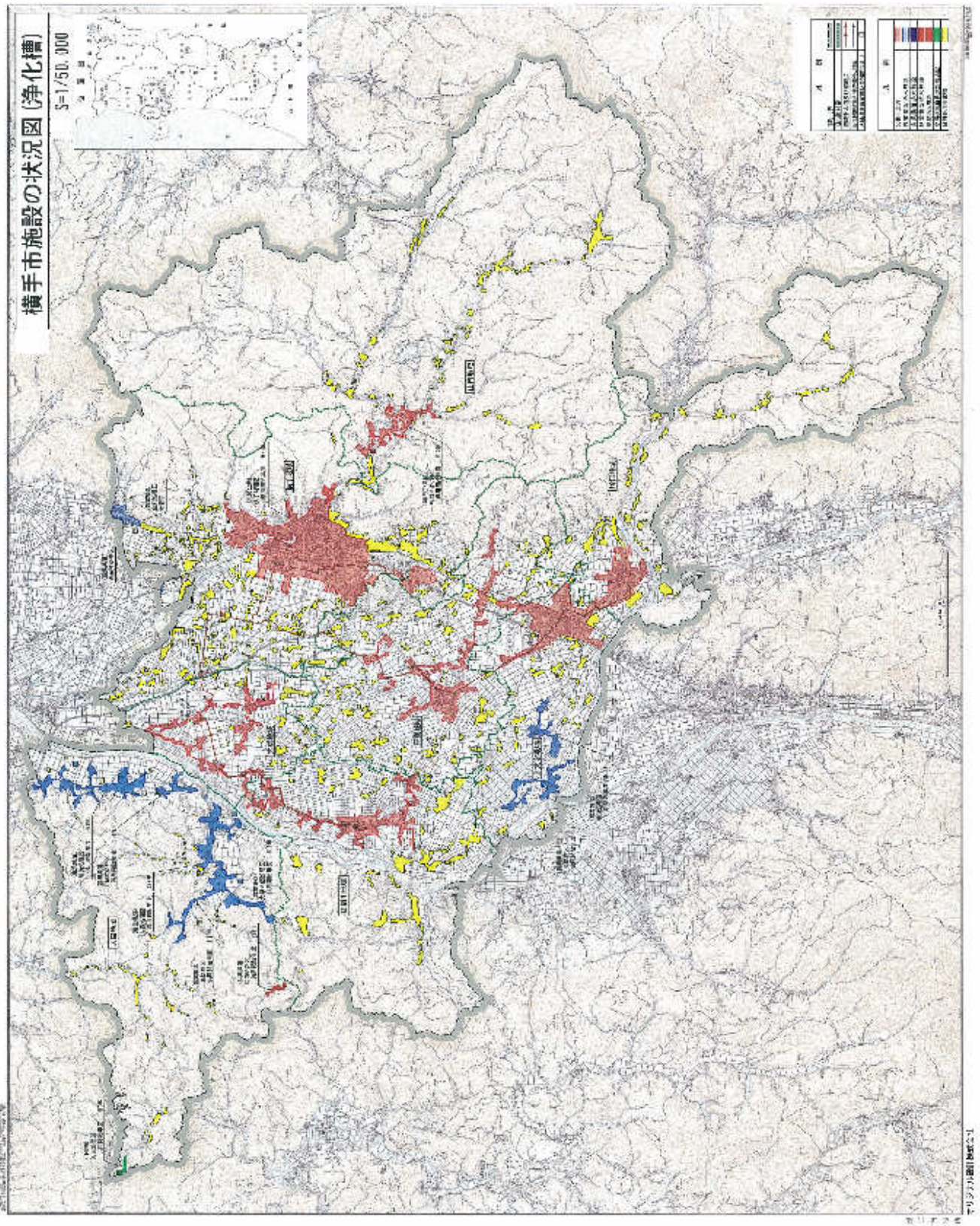
別添図 2 現状と目標のトレンドグラフ（ごみ）

別添3 : 現状と目標のトレンドグラフ(生活排水処理普及及人口)



別添図3 現状と目標のトレンドグラフ (生活排水)

別添図 4



様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成25年度)

1 地域の概要

(1)地域名	秋田県 横手市	(2)地域内人口	99,267 人	(3)地域面積	693.04 km ²
(4)構成市町村等名	横手市	(5)地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	①組合を構成する市町村： ③設立されていない場合、今後の見通し：		②設立(予定)年月日：		

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					目標
		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成30年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	10,216	9,431	10,333	10,853	10,927	10,878 (H23比 -0.4%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	4.9	4.7	5.0	5.0	5.2	5.1 (H23比 -1.9%)
	家庭系 総排出量(トン)	23,921	23,672	22,631	22,151	22,043	20,523 (H23比 -6.9%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	182	183	177	176	177	175 (H23比 -1.1%)
	し尿し渣・脱水汚泥量(トン)	310	201	248	346	219	224 (H23比 2.3%)
合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	34,447	33,304	33,212	33,350	33,189	31,625 (H23比 -4.7%)	
再生利用量	直接資源化量(トン)	3,584 (10.4%)	3,452 (10.4%)	3,197 (9.6%)	3,021 (9.1%)	3,093 (9.3%)	2,968 (9.4%)
	総資源化量(トン：集団回収含まない)	6,105 (17.7%)	5,641 (16.9%)	5,774 (17.4%)	6,056 (18.2%)	6,007 (18.1%)	7,351 (23.2%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)	-	-	-	-	-	7,000 MWh
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	24,547 (71.3%)	24,061 (72.2%)	23,939 (72.1%)	23,742 (71.2%)	23,478 (70.7%)	23,552 (74.5%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	3,485 (10.1%)	3,402 (10.2%)	3,251 (9.8%)	3,205 (9.6%)	3,485 (10.5%)	1,242 (3.9%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付している。(別添2参照)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
熱回収施設 (東部環境保全センター)	横手市	準連続燃焼式 ストーカ炉	有	80 t /16h	S 59. 4	H 28. 4	老朽、集約 エネルギー高効率 回収	ストーカ炉 灰資源化(外部)	H 28. 3	95t/24h	
熱回収施設 (南部環境保全センター)	横手市	準連続燃焼式 流動床炉	有	60 t /16h	H 4. 4						
熱回収施設 (西部環境保全センター)	横手市	準連続燃焼式 流動床炉	有	20 t /16h	H 3. 4						
リサイクルセンター (リサイクル工場)	横手市	機械選別+手選別	有	20 t /5h	H 3. 4	H 28. 4	老朽、集約 処理効率改善	破碎・選別・圧縮	H 28. 3	30t/5h	
粗大ごみ処理施設 (南部環境保全センター)	横手市	併用	有	15 t /5h	H 4. 4						
粗大ごみ処理施設 (西部環境保全センター)	横手市	破碎	有	13 t /5h	H 3. 4						
容器包装リサイクル施設 (ペットボトル等処理センター)	横手市	手選別+圧縮梱包	有	2.0 t /5h	H 12. 8 (H20. 4増設)	-	-	-	-	-	
堆肥化施設 (横手市大雄堆肥センター)	横手市	破碎混合+攪拌(1次発酵) +2次発酵	有	処理10,000 t /y 生産4,000 t /y	H 17. 4	-	-	-	-	-	
一般廃棄物埋立処分地施設 (南東地区最終処分場)	横手市	一般廃棄物埋立処分地施設 セル方式	有	76,123 m ³	H 10. 4	-	-	-	-	-	
一般廃棄物埋立処分地施設 (西部地区最終処分場)	横手市	一般廃棄物埋立処分地施設 セル+サンドイッチ方式	有	28,200 m ³	H 4. 11	-	-	-	-	-	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付している(別添1参照)。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状					目標	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成29年度
総人口		104,522	103,692	102,322	101,340	100,253	99,267	93,707
公共下水道	汚水衛生処理人口	43,142	44,395	44,946	45,563	45,783	46,183	46,446
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	41.3%	42.8%	43.9%	45.0%	45.7%	46.5%	49.6%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	8,529	8,418	8,270	8,167	8,037	7,885	8,692
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	8.2%	8.1%	8.1%	8.1%	8.0%	7.9%	9.3%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	13,758	13,795	14,460	14,913	15,445	15,731	19,610
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	13.2%	13.3%	14.1%	14.7%	15.4%	15.8%	20.9%
未処理人口		39,093	37,084	34,646	32,697	30,988	29,468	18,959

※別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(別添3参照)

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	横手市	3,310	13,179	H 3. 4	891	3,664	H29	
浄化槽設置整備事業	横手市	159	633	H21. 6	-	-	-	低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業
浄化槽市町村整備推進事業	横手市	482	1,919	H14. 4	-	-	-	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付した。(別添4参照)

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成28年度)

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
			単位		開始	終了	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度				
○ 再生利用に関する事業							2,274,350	18,574	661,437	1,594,339			2,113,074	10,185	650,821	1,452,068				
マテリアルリサイクル推進施設 (クリーンプラザよこてリサイクルセンター 整備)	1	横手市 (PFI事業)	30	t/d	H25	H27	2,274,350	18,574	661,437	1,594,339			2,113,074	10,185	650,821	1,452,068				
○ 熱回収等に関する事業							6,260,139	23,845	1,893,423	4,342,871			4,853,130	7,224	1,751,179	3,094,727				
高効率ごみ発電施設整備 (クリーンプラザよこて熱回収施設整備)	2	横手市 (PFI事業)	95	t/d	H25	H27	6,260,139	23,845	1,893,423	4,342,871			総額	4,853,130	7,224	1,751,179	3,094,727			
													1/3	2,591,032	7,224	689,682	1,894,126			
													1/2	2,262,098	0	1,061,497	1,200,601			
○ 浄化槽に関する事業							369,489	85,614	52,879	62,678	73,896	94,422	369,489	85,614	52,879	62,678	73,896	94,422		
浄化槽設置整備		横手市	891	基	H25	H29	369,489	85,614	52,879	62,678	73,896	94,422	369,489	85,614	52,879	62,678	73,896	94,422		
“(低炭素社会対応型浄化槽集中整備)		横手市	—	基																
浄化槽市町村整備推進		横手市	—	基																
合 計							8,903,978	128,033	2,607,739	5,999,888	73,896	94,422	7,335,693	103,023	2,454,879	4,609,473	73,896	94,422		

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧(今後行う施策)

施設種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					開始	終了		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	11	環境教育・普及啓発の充実	市民・事業者に対してごみの減量化・再利用、適切な分別や排出方法に関する啓発や情報提供を行う。	市	H 25	H 29		事業実施					
	12	教育、啓発活動の実施	学校等における環境学習、社会教育活動における出前講座等の啓発活動を実施する。	市	H 25	H 29		事業実施					
	13	事業者系ごみの排出抑制対策の検討	事業者に対し資源ごみの分別徹底を促し、ごみ減量化計画の策定・実施を求めるとの排出要請対策を検討する。	市	H 25	H 29		事業実施					
	14	エコライフ協力事業所・町内会制度の継続	ごみ減量・リサイクル等環境活動に積極的に取り組む事業者・町内会を認定する制度を継続し、その取り組みを促進する。	市	H 25	H 29		事業実施					
	15	地域リーダーの育成	環境衛生指導員の任務や配置を見直し、地域に根ざしたリーダーとして育成する。	市	H 25	H 29		配置見直し	リーダー育成実施				
	16	廃棄物減量等推進審議会の設置	廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量、リサイクル等に関する施策の評価・推進・検討を行う。	市	H 25	H 29		事業実施					
	17	買い物袋の持参、ごみ減量化協力店の推進	買い物袋持参の呼びかけ、店舗へのごみ減量化協力店として協力等の啓発活動を推進する。	市	H 25	H 29		事業実施					
	18	リユースの促進	ごみの減量と資源の有効利用を目的に、粗大ごみとして排出される家具や自転車等を再利用品として提供する仕組みを取り入れる。	市	H 25	H 29		事業実施					
	19	住民主体回収の支援・助成	集団資源回収を推進し、ごみの減量化、資源化を促進する。また、奨励金制度を検討する。	市	H 25	H 29		助成検討					
	20	家庭内生ごみ処理の推進	家庭内生ごみのコンポスト容器、生ごみ処理機普及による可燃ごみ排出削減を図る。	市	H 25	H 29		事業実施					
	21	生活排水対策(水質汚濁防止の推進)	家庭排出口からの汚濁負荷量削減のため、歳出抑制製品の普及、無リン洗剤等の普及啓発を図る。	市	H 25	H 29		事業実施					
処理体制の構築、変更に関するもの	31	分別区分の再統一	新施設稼働までに、資源リサイクルを重視した分別区分を設定する。	市	H 25	H 29		制度設計・試行		統一分別施行			
	32	最終処分量削減のための検討	新施設より排出される焼却灰をセメント原料に活用するなど、資源化を行う。	市	H 25	H 29		方策検討		事業実施			
処理施設の整備に関するもの	1	マテリアルリサイクル推進施設(リサイクルセンター)	老朽化への対応と集約のために用地造成と統合処理施設整備を行う。	市	H 25	H 27	○	造成工事	建設工事				
	2	高効率ごみ発電施設(熱回収施設)	老朽化への対応と集約のために用地造成と統合処理施設整備を行う。	市	H 25	H 27	○	造成工事	建設工事				
	3	合併浄化槽整備	下水道や農業集落排水処理施設等が整備されていない地区に合併浄化槽の整備を進める。	市	H 25	H 29	○	合併浄化槽整備					
その他	41	不法投棄対策	分別排出の徹底とパトロールの強化を進める。	市	H 25	H 29		分別排出の徹底、パトロールの強化					
	42	災害時の廃棄物処理に関する事項	災害廃棄物の処理、施設整備時の一次代行処理等、周辺地域との連携体制の構築を図る。	市	H 25	H 29		災害廃棄物処理等の周辺市町村地域との連携体制の推進					

【参考資料様式 1】

施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）

都道府県名 秋 田 県

(1) 事業主体名	横手市
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設 (クリーンプラザよこて リサイクルセンター)
(3) 工期	平成 25 年度～平成 27 年度に実施
(4) 施設規模	処理能力 30t/5h
(5) 処理方式	選別+破碎+圧縮
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化対応と統合処理施設敷地内への集約、処理効率を改善し、資源回収・有効利用の促進という役割を担う。
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	金属類、缶類、びん類、ガラス瀬戸物類、廃家電、古紙類、古布類、乾電池
---------------	------------------------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	新処理施設の整備 ・ 処理方式：選別+破碎+圧縮 ・ 処理能力：30t/d 設置場所：秋田県横手市柳田地内
-----------------------	--

(12) 事業計画額	2,274,350 千円
------------	--------------

施設概要（熱回収施設系）

都道府県名 秋 田 県

(1) 事業主体名	横手市
(2) 施設名称	高効率ごみ発電施設 (クリーンプラザよこて 熱回収施設)
(3) 工期	平成 25 年度～平成 27 年度に実施
(4) 施設規模	施設規模 95t/24h (47.5t/24h×2 炉)
(5) 処理方式	ストーカ式+灰資源化(外部)
(6) 余熱利用の計画	1、発電の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (発電効率 12%以上)・無 2、熱回収の有無 <input checked="" type="checkbox"/> (熱回収効率 %)・無
(7) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化対応と集約、高効率熱回収 また、適正処理による維持管理コストの削減、公害要因の低減。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>

「灰溶融施設」を整備する場合

(9) スラグの利用計画	
--------------	--

「高効率原燃料回収施設」を整備する場合

(10) 発生ガス回収効率 及び発生ガス量	1、発生ガス回収効率 2、発生ガス量	$N \text{ m}^3 / t$ $N \text{ m}^3 / \text{日}$
(11) 回収ガスの利用計画		

(12) 事業計画額	6,260,139 千円
------------	--------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 秋田県

(1) 事業主体名	横手市
(2) 整備計画の方針	下水道事業計画区域並びに農・林業集落排水事業区域を除く地域について、個人で設置するものに補助することにより整備する。また、下水道事業認可外等で整備が遅くなる地域で合併処理浄化槽を設置しようとするものに対しても補助する計画である。
(3) 事業の実施目的及び内容	し尿・生活雑排水の適正処理及び生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽により計画的に整備する。
(4) 設置整備事業の整備計画	有（平成25年度～平成29年度）
(5) 浄化槽整備状況 （実使用人口で記入）	平成25年度整備計画人口(862)/全体整備計画人口(3,664)(%)23.5% 平成23年度までの整備人口(15,731)/全体整備人口(25,551)(%)61.6%
(6) 具体的な整備計画	総事業費 369,489千円(整備計画人口 3,664人分) 選定額 369,489千円 所要額 369,489千円

○ 国庫補助対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳）

【個人設置型】

人槽区分	補助対象基数 (3,664人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	351基 (1,195人分)	123,552	123,552	123,552
6～7人槽	513基 (2,336人分)	226,233	226,233	226,233
8～10人槽	23基 (115人分)	13,524	13,524	13,524
21～30人槽	4基 (18人分)	6,180	6,180	6,180
合計	891基 (3,664人分)	369,489	369,489	369,489

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

（複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること）

市町村総人口 _____ 市町村世帯数 _____
 対象地域人口 _____ 対象地域世帯数 _____

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）